

**（仮称）御殿場市・小山町広域行政組合
ごみ再資源化施設（リサイクルセンター）
整備及び運営事業**

入札説明書等に対する質問への回答

平成27年2月27日

御殿場市・小山町広域行政組合

■入札公告に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	1	1	(4)	オ	事業期間終了	「(運営期間18年間)」とありますが事業期間終了日が正しいとすれば、本施設の供用開始から17年6ヶ月となります。事業期間終了日が正しいと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	4	3	(5)	ア	受付日時	受付時刻が、「午後1時～平成3時」とありますが、「午後1時～午後3時」と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

■入札説明書に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
3					その他	参加表明書及び資格審査申請書類受付に関する質問(No.44,52)については、質問回答日から受付日時まで日数がないことから、質問回答日から前倒してのご回答を頂けますようお願いいたします。	参加表明書及び参加資格申請書類受付に関する質問については、2月18日に回答することとしました。
4					リスク分担	基本的なリスク分担の考え方は、平成25年11月に公表の実施方針にある『別紙1 予想されるリスク及び組合と事業者のリスク分担表』に記載の通りと理解してよろしいでしょうか。	応札にあたっての、基本的なリスク分担の考え方は平成25年11月に公表した実施方針の別紙1のとおりですが、リスクの分担としては契約書(案)に従ってください。
5	1	I			募集の要旨	可燃ごみ処理施設(ごみ焼却施設)は既に完成の段階にあるとのことですが、本事業は可燃ごみ処理施設(ごみ焼却施設)PFI事業とは別事業であり、当該事業を実施している者が有利となるような提案(たとえば可燃ごみ処理施設との連携による本事業の運営費削減、非常時対応の利便性提案等)は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	本事業は可燃ごみ処理施設(ごみ焼却施設)PFI事業とは別事業であると考えていますので、ごみ焼却施設PFI事業の事業内容が変更となるような提案は認めません。 なお、評価は落札者決定基準に従って行います。
6	2	II	4	(2)	事業期間	前回の質問にもございましたが、平成30年3月31日引渡し(工事完成)は、解体工事以外に引渡しを想定している工事は、ございますでしょうか。	解体工事以外に、ごみ再資源化施設の用地からごみ焼却施設に通じる道路など、ごみ再資源化施設の稼働に支障のないものについて事業者の提案を求めます。
7	3	II	4	(4)ア(ア)	事業者が行う業務	建設工事に係る許認可申請のうち、一般廃棄物処理施設の設置に関する申請は組合様でよろしいでしょうか。	一般廃棄物処理施設の設置に関しては、お見込みのとおりです。ただし、上記の他、諸官庁への申請にかかる書類等の作成は事業者の所掌とします。
8	3	II	4	(4)ア(ア)	事業者が行う業務	前回の質問にもございましたが、建設工事に係る許認可申請のうち、施設の設置に関する申請は貴組合でよろしいでしょうか。	No7の回答をご確認ください。
9	3	II	4	(4)ア(ア)⑥	事業者が行う業務	前回の質問にもございましたが、⑥建設工事に係る許認可申請および生活環境影響調査(事後評価)の具体的な内容についてご教示願います。	建設工事に係る許認可申請は、事業者の提案する施設の内容によります。また、No.7も参照して下さい。 生活環境影響調査(事後評価)については、事業者の提案する施設の内容に応じて、組合が実施した生活環境影響調査を見直しして下さい。組合が実施した生活環境影響調査報告書は、参加資格を確認した提案グループに配布します。
10	4	II	4	(5)	事業者の収入	前回の質問にもございましたが、"引渡時支払金として、本施設の引渡し・所有権移転後に事業者に支払う"とありますが、支払時期は平成29年9月30日に引き渡す時期と理解すればよろしいでしょうか。	引渡時支払金の支払う時期は本施設の引渡し・所有権移転後、すなわち平成29年9月30日の引渡しを確認出来た後に支払います。
11	4	II	1	(5)	事業者の収入	前払い金の支払いはございますか。ご教示願います。	前払い金の支払はありません。
12	4	II	4	(5)ウ	資源化業務に係る対価	要求水準書Ⅱ-164にてお示しいただいている資源化物について、現状、逆有償で資源化しているものがあればご教示いただけないでしょうか。また、資源化物のうち逆有償のものにつきましては、組合様にて費用負担していただけますようお願いいたします。	要求水準書Ⅱ-164に示したカレット類をカレット類(透明)に変更します。そのため、逆有償となるものはありません。 なお、それ以外の資源物について、再資源化の提案を期待します。
13	4	II	4	(5)ウ	資源化業務に係る対価	金属を中心とした資源価格は、相場市況により大幅な変動が予想されます。双方の相場リスクによる損害を回避する為に、事業期間内に資源価格を定期的に見直しすることは可能でしょうか。	資源物の売却単価の増減による、組合からの買取価格及びサービス購入料の見直しは想定しておりません。ただし、著しく市場価格が高騰した場合には、買取価格の協議を行う場合もあります。 なお、組合が逆有償と認めた場合の資源物の費用負担は組合となります。
14	6	IV	1	(1)エ	入札参加者の備えるべき参加資格要件	「SPCを御殿場市又は小山町のいずれかにおいて設立し」とありますが、SPC本店所在地を建設工事期間中における現場事務所内、施設竣工後における施設内へ登記することをお認めいただけないでしょうか。	施設竣工後における施設内については、お見込みのとおりです。 建設工事期間中における現場事務所内については、現場事務所設置後であり、現場事務所がSPCの本店として実態を備えることが出来る場合には、組合は関知しません。 したがって、契約締結時には事業者の裁量で登記していただく必要がありますので、ご留意ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
15	6	IV	1	(1)エ	入札参加者の備えるべき参加資格要件	前回の質問にもございましたが、本施設竣工後に、SPCの本店所在地を本施設に登録することは可能でしょうか。ご教示願います。	No14をご確認ください。
16	6	IV	1	(2)ウ(イ)	入札参加者の要件	「プラントの設計をする企業は・・・1件以上有していること。」とありますが、完成後引渡しが完了した実績とは、平成17年4月1日から参加表明書及び資格審査申請書類提出期限日までの実績という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
17	7	IV	1	(2)エ(キ)	入札参加者の要件	「プラントの建設をする企業は・・・1件以上有していること。」とありますが、完成後引渡し完了した実績とは、平成17年4月1日から参加表明書及び資格審査申請書類提出期限日までの実績という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	7	IV	1	(2)オ(イ)	入札参加者の要件	「平成17年4月以降・・・1件以上有していること。」とありますが、PFI事業の実績として、SPCより請けた運転及び維持管理実績は運営企業の要件を満たすものと考えてよろしいでしょうか。	PFI事業及びDBO事業の実績に関しては、入札参加者の構成員として、参加資格を確認の上、当該実績を有する場合は、要件を満たすものとします。
19	9	IV	2	(8)	予定価格の公表	本事業の予定価格には、設計・建設に係る対価の上限および運営業務に係る対価の上限等の対価の内訳に関する制限はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、適切な費用をそれぞれ計上してください。
20	10	IV	3	(5)	参加表明書及び資格審査申請書類受付	提出書類を提出する際の作成要領(ファイルの指定等)をご教示願います。	特にファイル等の指定はありません。 見やすい形での提出をお願いします。
21	11	IV	3	(5)エ	提出書類	前回の質問にもございましたが、連結決算書類を作成していない場合、提出可能な書類の提出とさせていただきます。	お見込みのとおりです。
22	12	IV	3	(11)ウ(イ)	入札書	入札書に記載する入札代理人の住所は、個人の自宅住所では無く、所属する会社の所在地でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
23	12	IV	3	(11)ウ(イ)	入札書	入札書用封筒の体裁と記載事項をご教示願います。	封筒の指定は特にございません。入札書を封筒に入れ、密封し、事業件名、宛先、入札参加者名を表記してください。
24	12	IV	3	(11)ウ	提出図書 ⑨設計図書	「建築一般図の各階平面図、断面図」は、他の「各階機器配置平面図」、「機器配置断面図」とほぼ同じ内容のため、兼用としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
25	13	IV	3	(11)ウ	提出書類	提案書(第11号様式～第36号様式)と設計仕様書(案)は別々に左綴じし、正1部、副15を提出するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	12	IV	3	(11)ウ	提出書類	前回の質問にもございましたが、提案書(第11号様式～第36号様式)と設計仕様書(案)は別々に左綴じし、正1部、副15部を提出するという理解でよろしいでしょうか。	No25の回答をご確認ください。
27	13	IV	3	(11)	提案書の受付	提案書には構成員名を一切記載せずとありますが、正本、副本のすべてに構成員名を記載しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	13	IV	3	(11)	提案書の受付	提案書には構成員名を一切記載せずとありますが、構成員ではない協力企業については社名を記載しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
29	13	IV	3	(11)	提案書の受付	A4縦長左綴じとありますが、綴じ方について袋綴じは不要であり、左側穴あけファイル綴じでも良いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
30	13	IV	3	(11)	提案書の受付	使用ソフトのバージョン等に制約はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	13	IV	3	(11)ウ(エ)	設計仕様書(案)	使用ソフト:Microsoft「Word」及び「Excel」(Windows対応)との表現がありますが、提案書の添付資料等、既存文書や画像そのものが提出文書であった場合、PDF文書のまま提出することは可能でしょうか。それとも、PDF文書をWord又はExcelに貼り付ける必要がありますでしょうか。ご教示願います。	PDFのままでの提出を可とします。
32	14	IV	3	(13)	提案書に関するヒアリングの実施	入札公告4頁には、7月18日と記載されておりますが、別途ご指示いただくと考えてよろしいでしょうか。	詳細については別途お知らせいたします。
33	18	V	3	(1)オ	施設整備にかかる基本方針	防災拠点としての施設整備の具体的な施策は、計画されているのでしょうか。または、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案とします。
34	19	VI	3	(2)オ	施設運営にかかる基本方針	検討に際して、ごみ焼却施設の視察の機会を与您えいただけますようお願いいたします。	施設完成後に通常の見学は可能です。
35	19	VI	6		事業計画に関する条件	本事業施設の設計・建設に係る対価について、建設一時支払金および引渡時支払金が支払われる具体的な時期(平成〇年〇月)と金額の上限または率(出来高の〇%まで等の制約有無)をご教示願います。	具体的な時期については決まっています。建設一時支払金は各年度の交付金が組合に支払われた後に事業者へ支払います。引渡し時支払金は施設の引渡し確認後に支払います。 金額の上限については、入札説明書P19に示すとおりです。 なお、引渡時支払金の算定式中の「施設整備費のうち交付金対象外」は、施設整備費から建設一時支払金及び平成29年度の交付金相当分を控除した金額となります。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
36	21	VI	6	(3)	電力料金の取扱い	<p>前回の質問にもございましたが、“電気料金については、入札価格に含めない”とは、基本料金や従量料金など電力にかかる運営期間中の費用はSPCとして発生しないとしてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。 ただし、以下の場合、事業者が電気料金を負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業施設の消費電力が事業者提案時よりも上回る場合 ・事業者が各年度の業務開始前に提出する運転計画外日に本事業施設を稼動することで、ごみ焼却施設が電力会社等から電気を買うことになる場合
37	33	別紙3	3		電気料金の精算方法	<p>事業者が当該買電料金を負担する条件が記載されていますが、既設と新設が同時に稼働することが想定される試運転期間中は、本条件は除外されるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>試運転を含め工事期間中の電力調達には事業者の負担となります。</p>

■落札者決定基準に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
38	4	IV	1		入札金額の確認	前回の質問にもございましたが、入札価格は現在価値化前の金額でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	7	IV	3	(2)表4	入札価格以外の得点化の方法	表4「入札価格以外の審査項目、審査のポイント及び配点」2安心、安全かつ安定した施設に関する事項 ②「長期的な安定稼働 ア」「廃棄物処理施設のPFI・DBO事業での設計・建設実績」を審査のポイントとお示し頂いてますが、本審査は実績の多寡を審査するためのもではなく、PFI・DBO事業の実績が1件以上あることの確認が主眼にあると理解してよろしいでしょうか。	具体的な評価は事業者選定委員会によりますが、長期にわたり安定的な施設の稼働が期待できるかを評価するため、実績件数のみについてを評価するものではありません。
40	10	IV	3	(3)ア		「総額は、建設一時支払金、引渡時支払金、サービス購入料A～Cの合計額及び組合起債の金利を対象とする。」とありますが、様式集やその他書類との整合を見る限り、「及び組合起債の金利」は削除(考慮しない前提)と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。組合の支払総額は、建設一時支払金、引渡時支払金及びサービス購入料A～Cの合計額になります。
41	10	IV	3	(3)ア		前回の質問にもございましたが、「総額は、建設一時支払金、引渡時支払金、サービス購入料A～Cの合計額及び組合起債の金利を対象とする。」とありますが、様式集やその他書類との整合を見る限り、「及び組合起債の金利」は削除(考慮しない前提)と解釈してよろしいでしょうか。	No40の回答をご確認ください。

■様式集に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
42	3	第3号様式			参加表明書	代表企業代表者記載欄は、代表取締役社長名及び実印でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	8	第6号様式			委任状(受任者)	受任者は貴組合に入札参加資格審査申請を届け出ている受任者名及び実印でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	8	第7号様式 [1/4]			添付書類	添付書類について以下ご教示ください。 ①会社概要 各構成員とも会社概要が把握できる会社カタログの提出でもよろしいでしょうか。 ②企業単体の貸借対照表及び損益計算書(直近3年)は、各構成員の決算期により判断した直近3年間でよろしいでしょうか。 ③連結決算の貸借対照表及び損益計算書(直近1年)は、各構成員の決算期により判断した直近1年間でよろしいでしょうか。 ④納税証明書(法人税、消費税、法人事業税、法人市町民税)の写し ・納税証明書の写しは本社分のみで直近1年間分の提出でよろしいでしょうか。 ・納税証明書の交付日付は入札公告以降に交付されたものでよろしいでしょうか。 ・法人税、法人事業税、法人市町民税は、決算期の都合で提出可能な直近1年分を提出することでよろしいでしょうか。 ・法人税、消費税に関する納税証明書は未納の税額がないことの証明書でよろしいでしょうか。 ⑤建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証する書類、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていることを証する書類、清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていることを証する書類は、写しの提出でよろしいでしょうか。 ⑥参加表明書の提出期限日までに組合の建設工事等請負資格等を有していることを証する書類は、貴組合の一般競争(指名競争)参加資格審査申請【建設工事】の受領書写しでよろしいでしょうか。	①お見込みのとおりです。 ②お見込みのとおりです。 ③お見込みのとおりです。 ④ ・納税証明書の写しは本社分のみで直近1年間分で構いません。 ・納税証明書の交付日付は入札公告以降に交付されたものとします。 ・法人税、法人事業税、法人市町民税は、決算期の都合による場合は、提出可能な直近1年分について提出してください。 ・法人税、消費税に関して、直近1年分の未納の税額がないことの証明書を提出ください。 ⑤お見込みのとおりです。 ⑥お見込みのとおりです。
45	9	第7号様式 [1/4]			参加資格申請書	代表企業記載欄は、代表取締役社長名及び実印でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	9	第7号様式 [1/4]		4	参加資格申請書	納税証明書(法人税、消費税、法人事業税、法人市町民税)の写しはそれぞれ直近1年分の証明書でよろしいでしょうか。	No44の回答をご確認ください。
47	9	第7号様式 [1/4]		4	参加資格申請書	法人税及び消費税は、その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の納税証明書でよろしいでしょうか。	No44の回答をご確認ください。
48	9	第7号様式 [1/4]		5	参加資格申請書	建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証する書類とは、建築事務所登録証明書でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	9	第7号様式 [1/4]		9	参加資格申請書	貴組合の建設工事等請負資格等を有していることを証する書類とは、資格審査申請書受領書(建設工事)でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。受領印のついた一般競争(指名競争)参加資格申請書受領書(建設工事)を提出ください。
50	9	第7号様式 [1/4]			参加資格申請書	前回の質問にもございましたが、代表企業押印欄には、第6号様式委任状(受任者)にて申請する受任者印でよろしいでしょうか。また第8号様式入札辞退届、第9号様式入札書類提出書、第10号様式入札書の代表企業欄も同様でよろしいでしょうか。	第6号様式の委任事項に関するものについては、お見込みのとおりです。委任事項でないものについては、代表企業の代表者印となります。
51	9	第7号様式 [1/4]			添付書類	納税証明書につきまして当社は特別区に本社所在地がございますので、法人市町民税に代り都民税納税証明書、区民税納税証明書の写しの提出を考えておりますがよろしいでしょうか。また公的文章の交付日は3か月以内と考えておりますがよろしいでしょうか。	前段は、お見込みのとおりです。 後段は、入札公告以降に交付されたものを提出してください。
52	10	第7号様式 [2/4][3/4]			類似工事等の設計実績調書 類似工事等の施工実績調書	受注形態等で共同企業体にて出資比率の記載欄がありますが、分担施工である乙型JVの受注形態での実績の場合は、受注額割合を記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
53	10 ～ 11	第7号様式 [2/4]～ [3/4]			類似工事等の設計実績調書 類似工事等の施工実績調書	設計施工一括請負工事の場合、同じ実績を記載してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	10 ～ 11	第7号様式 [2/4]～ [3/4]		※4	類似工事等の設計実績調書 類似工事等の施工実績調書	実績を証明するものとは、契約書の(写)またはCORINS竣工時データでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
55	15	第10号様式			入札書	入札代理人の住所は、個人の自宅住所では無く、所属する会社の所在地でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
56	15	第10号様式			入札書	入札代理人の印は、個人の認印でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
57		第12号様式 ～第36号様式 (Word)			提案書	提案書用第〇号様式につきまして、下記のとおりご質問させていただきます。 ・各様式の枠は広げてよろしいでしょうか。 ・文字のスタイルは自由と理解してよろしいでしょうか。 ・カラーの活用、図表、写真の貼付は自由と理解してよろしいでしょうか。 ・提案書の正、副共に構成員名は記入せず、提案者番号等を用いてください。なお、提案書正本の表紙については、提案者番号及び代表者企業名を記載してください。	・枠は広げずに作成してください。 ・文字サイズは10.5p、フォントについては自由とします。 ・カラーの活用、図表、写真の貼付は、お見込みのとおりです。 ・提案書の正、副共に構成員名は記入せず、提案者番号等を用いてください。なお、提案書正本の表紙については、提案者番号及び代表者企業名を記載してください。
58		第12号様式 ～第36号様式			提案書	前回公告時の質問回答によると、 ・枠は広げずに作成。 ・文字サイズは10.5p。 ・フォントについては自由。 ・カラーの活用、図表、写真の貼付は自由。 ・提案書正本の表紙、提案者番号及び代表者企業名を記載。 ・副本は、構成員名等は記入せず、提案者番号を記載。となっていますが、今回も同じと考えてよろしいでしょうか。	No57の回答をご確認ください。
59	25	第20号様式			資源化計画	買取単価とは貴組合からSPCが買い取る単価との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	25	第20号様式			資源化計画	売却単価とはSPCが資源化物を販売する単価との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	25	第20号様式			資源化計画	買取単価は物価および世間的な相場に応じて見直し協議をしていただけとの理解でよろしいでしょうか。	原則、買取単価の見直し協議等は想定しておりません。ただし、著しく市場価格が高騰した場合については、買取価格の協議を行う場合もあります。
62	25	第20号様式			資源化計画	資源化物からSPCが得た収入の取り扱い(買取単価に反映する、SPCに内部留保する等)については、事業者の判断で良いとの理解でよろしいでしょうか。また、取り扱い方法について提案書に記載する必要はありますでしょうか。	前段は、お見込みのとおりです。後段は、提案書の記載については事業者にてご判断ください。
63	33	第27号様式 [2/8]		1	組織の支払総額	前回の質問にもございましたが、本様式では現行の税率で事業計画を策定し、税率変更の影響は当該別紙11に沿って改定すると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	35	第27号様式 [4/8]	1	別添3	1.設計費	交付対象内として扱ってよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
65	35	第27号様式 [4/8]		1	1.設計費	前回の質問にもございましたが、設計費は交付対象内と理解してよろしいでしょうか。	No64の回答をご確認ください。
66	35	第27号様式 [4/8]		1	5.施設整備費 に対する交付 金	前回の質問にもございましたが、"5.施設整備費に対する交付金"に記載する金額は交付対象の金額に交付率を乗じた金額を記載するものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67	35	第27号様式 [4/8]	1	別添3	※1	「設計・建設費に対する物価上昇による変動は事業者負担であるため、平成27年度価格(消費税及び地方消費税を除く。)に対し必要な物価上昇分を見込んだ額を記入してください。」とありますが、昨今の建設費の高騰は著しく、各下請業者も先を見越した見積を提示できないような状況でもありますので事業契約には公共工事請負約款に示されているスライド条項を盛り込んでいただき、これを前提に協議させていただけないでしょうか。 「PFI事業契約に際しての諸問題に対する基本的考え方(内閣府)」でも、急激で著しく、かつ予測不能な物価変動による建設費の変動を事業者リスクとすることは問題であるとし、通常の範囲での物価変動リスクは事業者が負担する前提で、何らかの建設費の改定を行う規定を設けるという方向を示しています。またPFI事業の他事例(例:盛岡中央消防署新庁舎及び山岸出張所庁舎整備等事業「サービス対価の算定及び支払方法(H25.3.14発行)」)では、事業者からの質疑や要望により、著しい建設費の変動が生じた場合にサービス対価を見直す規定を設けたケースも見られます。是非とも同様の規定のご検討をお願いします。	入札説明書のとおりとします。
68	36	第27号様式 [5/8]		別添4	補修費	補修費について、事業期間中平準化した金額での提案も可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
69	36	第27号様式 [5/8]		別添4	補修費	様式16号[2/2]をご提示願います。	様式16号[2/2]について公表していませんでしたので、補修費の記載様式について、本回答と併せて公表する様式16号[2/2]にご記載ください。
70	38	第27号様式 [7/8]	1	別添6	サービス購入 料Cの支払額	粗大ごみ・燃ごみは同一の処理系列にて処理する計画となっているため、合算した形で記載させていただいてもよろしいでしょうか。	合算せず、それぞれについて記載してください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
71	38	第27号様式 [7/8]	1	別添6	サービス購入 料Cの支払額	資源化業務に係る対価については、その部分は減算という形でサービス購入料Cに組み込むという理解でよろしいでしょうか。 その場合、要求水準書「14.2資源化物について」(p. II-164)の保管系列、その他の資源物の資源化に係る対価について、行を追記して記載してもよろしいですか。 また、保管系列の金属、小型家電類、直接持込古紙類等について事業収支算出における公平性を期するためにも計画量を明示願います。	資源化業務に係る収入を踏まえてサービス購入料Cを提案してください。必ずしもサービス購入料の減算をする必要はありません。 保管系列、その他の資源物に係る対価はサービス購入料Bで支払います。 なお、提示可能な範囲について、直近の実績を別紙13に示します。
72	39	第27号様式 [8/8]	1	別添7	民間収益施設の 運営収入 民間収益施設の 運営費	民間収益施設の運営収入、民間収益施設の運営費の項目がありますが、その他書類には民間収益施設の言及はありませんので、削除と解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	39	第27号様式 [8/8]		別添7	営業費用	民間収益施設の運営費と記載ありますが、今回の公告ではその部分がないので、削除でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

■基本協定書(案)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
74	1	第3条		1	事業予定者の設立	事業予定者を御殿場市又は小山町のいずれかに設立との記載がありますが、事業予定者(SPC)の本店所在地を本事業施設に登録することが可能との理解でよろしいでしょうか。	No15の回答をご確認ください。
75	4	第9条		2	有効期間	但書は、第二項第一文記載の、事業契約が締結に至らなかったために本協定が終了した場合のみならず、理由の如何を問わず本協定が終了した時に適用されると考えますが、ご確認お願いいたします。また、そうであれば、但書を3項に移すなど、この点が明確になるよう修正いただければと思います。	但書は、引用された第8条に規定されているとおり、事業契約が締結に至らなかった場合を想定しています。原案のとおりとします。
76	4	第9条		2	有効期間	但書に、「本協定の終了後も、第8条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続ける」と規定されていますが、第11条規定の守秘義務も同様に本協定終了後も有効である必要があると考えますので、第11条も加えていただけますでしょうか。	原案のとおりとします。
77	4	第11条		2	秘密保持等	「この基本協定の履行に関し相手方から秘密として提供を受けた情報」とありますが、企業や事業に関する秘密情報を、逐一秘密と明記することは非常に煩雑で実務的でないため、事業契約第74条1項の規定に合わせて、「本事業に関して知り得た相手方の秘密」とするか、又は「この基本協定の履行において相手方から開示を受けた相手方の情報」としていただけますよう、お願いいたします。	秘密保持の範囲を明確にするため、原案のとおりとします。
78	5	第11条		3(4)	秘密保持等	「甲と乙につき守秘義務契約を締結した甲のアドバイザー」とありますが、これは「甲と乙の情報の守秘につき甲との間で守秘義務契約を締結した甲のアドバイザー」という趣旨と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。基本協定書において修正しません。

■事業契約書(案)に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
79	2	第1条	(8)		定義	「運営費」の定義は「所定のサービス購入料B及びサービス購入料Cの合計額を18で除した額をいう」とありますが18は17.5と読み替えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80	2	第1条	1	-8	運営費	運営費とはサービス購入料Bとサービス購入料Cの合計額を18で除した額と、ありますが、運営初年度は第3四半期(平成29年10月1日)から開始のため、17.5で除した額の誤記であるとの理解でよろしいでしょうか。	No79の回答をご確認ください。
81	4	第1条	(41)		定義	前回の質問にもございましたが、「本契約の締結時に存在する土地のかし及び埋蔵物の存在は含まれないことを確認する。」とありますが、入札までに貴組合から開示された情報から判断せざるをえない状況で予見できないので、事前調査をさせていただけますでしょうか。	入札時においても含まないことを前提に提出してください。第5条3項により、埋蔵物又は地盤沈下については事業者は救済されますのでご留意ください。なお、事業用地は当組合の管理範囲外も含み手続き上困難であるため、試掘等の事前調査は認めません。
82	8	第9条	第1項	(1) (i)(ii)	契約保証金	「運営費の総額の…」とありますが、保証金は単年度相当額としていただけないでしょうか。	保証金は運営費の単年度相当額の100分の10に相当する額とします。
83	8	第9条	1	(1)	契約保証金	前回公告の2回目回答では、契約保証金は運営費の総額の100分の10に相当する額ではなく、単年度相当額の100分の10に相当する額であるとの回答がありましたが、今回公告でもこの通りであり、契約書(案)を「契約保証金は運営費(単年度相当額)の100分の10」との主旨に修正いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No82の回答をご確認ください。
84	9	第12条			生活環境影響調査	生活環境影響調査の事後評価についての記載がありますが、要求水準書「1.2.4生活環境影響調査」(p. I-4)では「必要に応じ」とあるため、ここでも必要に応じとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、あくまで関係法令にしたがって行って頂く必要があります。
85	12	第16条			本件工事に伴う近隣対策	本条項に関わらず、「事業の実施そのものに対する近隣対応」については、実施方針別紙1に記載されている通り、貴組合が責任を持ち、事業の実施そのものに対する近隣住民の反対等のために損害、追加費用等が生じた場合は貴組合にご負担いただけると理解しておりますが、よろしいでしょうか。	事業の実施そのものに対する近隣対応から生じたものと組合が判断した場合には負担します。
86	12	第16条			本件工事に伴う近隣対策	本条項に関わらず、事業の実施そのものに対する近隣住民の反対等のために工期変更が必要となった場合に事業者が損害、追加費用等が生じた場合は組合にご負担いただけると理解しておりますが、よろしいでしょうか。	事業の実施そのものに対する近隣対応から生じたものと組合が判断した場合には負担します。
87	21	第35条	第2項	(1)	工事の一時停止	前回の質問にもございましたが、サービス購入料増額の規定がありますが、増額する場合、貴組合から一時金として支払われるのでしょうか。ご教示願います。	内容により組合において判断します。
88	22	第37条	第1項	(1)	工期変更の場合の費用負担	前回の質問にもございましたが、サービス購入料増額の規定がありますが、増額する場合、貴組合から一時金として支払われるのでしょうか。ご教示願います。	内容により組合において判断します。
89	22	第38条	第1項		第三者に対する損害	第三者賠償に関し、「本件工事の施工に伴い通常避けることができない生活環境影響による損害」についても事業者の責任となっていますが、事業者が善管注意義務を怠ったことにより生じた損害についてのみ、事業者が責任を負うとの趣旨であると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、その場合には、事業者が善良なる管理者の注意義務を果たしたことを明らかにする必要があります。
90	23	第41条	第2項		運営開始の遅延	遅延損害金の率は政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率でよろしいでしょうか。	契約時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を想定しています。
91	27	第45条	第1項		資源化物の有効利用	資源物を組合様から買い取り、買取金額を組合の所定の方法により組合様に支払うとの記載がございます。①各資源物の買取単価を0円/tで提案することは認められるでしょうか。②上記①が認められない場合、買取単価の最低価格をご教示ください。	①法律上0円/tについては認められません。②0円を超える価格を提案に委ねます。提案についてはkgあたりの単価を提案ください。
92	27	第45条	第1項		資源化物の有効利用	資源物を組合様から買い取り、買取金額を組合の所定の方法により組合様に支払うとの記載がございます。社会情勢の変化、経済変動により資源物の引取り単価が大きく変動しますので、1～2回/年の単価見直しができる条件設定をご検討願います。	原則、買取単価の見直し協議等は想定しておりません。ただし、著しく市場価格が高騰した場合には、買取価格の協議を行う場合もあります。なお、組合が逆有償と認めた場合の資源物の費用負担は組合となります。
93	27	第45条	1		資源物の有効利用	「事業者は、当該買取金額を組合の所定の方法により組合に対して支払うものとする。」とありますが、具体的な支払時期、支払頻度、支払方法についてご教示願います。	原則、月締めの支払を想定しています。支払に関する詳細は別途提示します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
94	30	第51条	第2項		非常時又は緊急時の対応	災害時に計画搬入量を超えるごみを処理するためには、当初提案させていただく変動費では、対応できないことが想定されます。新たに設備を導入して処理する場合など、当初の変動費からの追加費用を明らかせていただいたうえで、変動費の見直しを協議させていただきます。	本事業施設以外の設備等が必要となる場合について、協議に応じます。
95	34	第61条	2		組合の債務不履行による解除等	遅延損害金の年率が【●】とされていますが、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条(昭和24年法律第256号)に定める率(法改正により率の変更があれば変更後の率による。)により計算した額」と理解してよろしいでしょうか。そうでない場合は、●を埋める数字をご教示願います。また、第64条1項1号など、以下「【●】%の割合」と記載されている箇所についても同様です。	契約時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を想定しています。
96	34	第61条	第2項		組合の債務不履行による解除等	支払時点までの利息の率は政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率でよろしいでしょうか。	契約時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を想定しています。
97	35	第64条			引渡し日前の解除の効力	支払時点までの利息の率は政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率でよろしいでしょうか。	契約時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を想定しています。
98	37	第65条	4	(1)	引渡日後の解除の効力	但書に、「事業者の責めに帰すべき事由により本施設が損傷しており」と記載されていますが、経年劣化によるものはこれに含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の責めに帰すべき事由によらずに劣化した場合であれば、お見込みのとおりです。この場合、事業者の責めに帰すべき事由でないことを明らかにする必要があります。
99	38	第66条	第1項	(1)	損害賠償	「初期投資費用を控除した額の100分の10に相当する額」とありますが「初期投資費用から割賦金利相当額を控除した額の100分の10に相当する額」ではないでしょうか。	お見込みのとおりです。
100	38	第66条	第1項	(1)	損害賠償	前回の質問にもございましたが、「初期投資費用を控除した額の100分の10に相当する額」とありますが「初期投資費用から割賦金利相当額を控除した額の100分の10に相当する額」ではないでしょうか。ご教示願います。	No99の回答をご確認ください。
101	39	第70条			公租公課の負担	消費税率の変更による負担は、本条で規定されるものではないことを確認させていただきます。	本回答を持って確認します。
102	39	第74条			秘密保持	「コンサルタント」とありますが、基本協定書第11条4項41号と同様に、貴組合との間で守秘義務契約を締結したコンサルタント又は法令上の守秘義務を負担する者に限定していただけますでしょうか。	本条における「コンサルタント」は組合との間で守秘義務契約を締結したコンサルタント又は法令上の守秘義務を負うものに限定とします。
103	41	第81条			遅延利息	遅延利息の率は政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率でよろしいでしょうか。	契約時点における政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を想定しています。
104	48	別紙5 2.(2)			広報・説明用 パンフレット	数量:1,000部とありますが、要求水準書(P.I-12およびI-131)には、作成部数500部との記載があります。どちらが正となりますでしょうか。ご教示願います。	要求水準書を正とし、500部とします。
105	51	別紙7	1	(1)(2)	整備期間中の 保険	組立保険と整備工事保険については記載されている条件が同じですが、プラント部分と建築部分に対して同内容を補償する保険を付保するものと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
106	51	別紙7	1	(1)(2)	整備期間中の 保険	組立保険等に記載されている地震特約については、対象物の全額を補償できる保険は存在せず、支払限度額も限られたものとなります。本特約の可否については事業者提案としていただきたく願います。	事業契約書(案)に示すとおりとしますが、選定後に協議に応じることとします。
107	51	別紙7	1	(1) (2)	整備期間中の 保険	組立保険と整備工事保険についてプラント部分と建築部分に対して同じ内容の保険を付保するという理解でよろしいでしょうか。	No105の回答をご確認ください。
108	51	別紙7	1	(1) (2)	整備期間中の 保険	前回の質問にもございましたが、組立保険と整備工事保険の特約に地震特約が記載されていますが、保険会社に確認したところ、特約を付保できない可能性があるとの回答があったため、本特約については削除して頂きたく願います。	No106の回答をご確認ください。
109	59	別紙11				最近では工事における賃金等の変動が大きいため、賃金水準・物価水準の変動、工事材料の著しい価格変動、インフレに対応する施設整備費部分に対応するサービス対価の改定の条項を設ける例が多くなっており、本件でも、この点ご検討いただけませんでしょうか。	No67の回答をご確認ください。
110	60	別紙11	(2)	イ	サービス購入 料C	事業者の収入である資源化業務に係る対価については、その部分は減算という形でサービス購入料Cに組み込むという理解でよろしいでしょうか。その場合、資源化物の売却単価は1年間の中でも激しく変動するため事業収支を正確に見込むことが非常に困難です。つきましては、事業者が提案する物価変動の判断に用いる指数に基づき、費用を毎月精算していただけないでしょうか。	前段については、資源化業務にかかる収入を踏まえてサービス購入料Cを提案して下さい。必ずしもサービス購入料の減算をする必要はありません。後段については、資源物の売却単価の増減によるサービス購入料の見直しは行いません。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
111	60	別紙11	(2)	イ	サービス購入料C	事業者の収入である資源化業務に係る対価については、その部分は減算という形でサービス購入料Cに組み込むという理解でよろしいでしょうか。その場合、資源化物の売却単価は1年間の中でも激しく変動するため事業収支を正確に見込むことが非常に困難です。つきましては、事業者が提案する物価変動の判断に用いる指数の年平均値に基づき当該年度の最終支払月に当該年度の費用を精算いただけないでしょうか。	No110の回答をご確認ください。
112	59	別紙11	(1)	イ	引渡時支払金	”施設整備費のうち交付金対象外は、施設整備費から建設一時支払金及び平成28年度の～”は平成29年度の誤記でしょうか。ご教示願います。	お見込みのとおりです。
113	60	別紙11	(2)		本事業施設の運営業務に係る対価	サービス購入料Bは固定料金、サービス購入料Cは変動料金と記載されていますが、固定料金と変動料金の定義(ある費目が固定費か変動費かの判断)は事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
114	60	別紙11	(2)		本事業施設の運営業務に係る対価	サービス購入料Bの固定料金について、各年度で平準化するか、異なる固定料金に設定するかは事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	固定料金については、事業期間において平準化してください。
115	60	別紙11	(2)		本事業施設の運営業務に係る対価	サービス購入料Bの固定料金について、提案時における当該年度での修繕実施実績に関わらず提案した額が提案した年度に支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
116	60	別紙11	(2)		本事業施設の運営業務に係る対価	本事業施設の運営業務に係る対価の物価変動の初回判断は、提案時点での指標と運営開始年度の指標にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	提案時点での指標と運営開始年度の前年度の指標にて実施します。
117		別紙11	(2)			サービス購入料B及びCの物価変動に基づく改定は変動率の大小に係らず毎年1回実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
118	64	別紙12	3		電気料金の精算方法	組合様からの要求により本事業施設を稼働し、ごみ焼却施設が電力会社等から電気を買うことになる場合は組合様にて電気料金を負担していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	組合が、本契約で予定されていない業務を要求し、事業者がかかる業務を行う場合には、その費用について協議に応じます。
119	65	別紙13			法令変更による費用の負担割合	資源物が法令の変更により、逆有償にて資源化業者に引き渡す事態になった場合の費用負担については、①本事業に直接関連する法令または税制の制定・改正の場合を適用するという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の法令の変更が直接の原因となった場合に限り、お見込みのとおりです。
120		別紙13			法令変更による費用の負担割合	事業契約別紙13なお書きの規定に関わらず、法改正等により消費税率が増額された場合は、別紙11(4)の規定に従って、契約金額から消費税分を差し引いた実際に事業者には払われる金額は変更なく、消費税増額分のリスクを貴組合のほうでお取りいただけるという理解ですが、よろしいでしょうか。	消費税法の税率の変更には、本別紙の適用はありません。別紙11により事業者は救済されますのでご確認ください。

■要求水準書に対する質問への回答

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
121		ボーリング柱状図				提示頂いているボーリングデータによれば、溶岩層が広範囲に及んでいると思われます。本施設建設予定地のデータが少ないため、御殿場市様の廃棄物処理業務に支障のない範囲で、入札の前に地質調査を実施させて頂くことは可能でしょうか。	No.81をご確認ください。
122	I-8	1.4.2	(4)	4)	施工時間帯	「施工時間帯は原則として、8時～18時の間と夜間の施工は避けること。」とあり、時間帯の指定はありませんが、土曜日及び日曜日の作業に対する規制はあるでしょうか。	土曜日、日曜日の作業に対する規制はありませんが、平日での作業をお願いします。
123	I-10	1.4.5			工事条件	自衛隊演習場近隣であることにより、工事中にクレーンの高さ制限や夜間作業の制限を受ける可能性がありますでしょうか。ご教示願います。	特にありません。
124	I-10	1.4.5	(2)		地中障害物	予期せぬ地中埋設物の存在が確認された場合は、工期・費用等について協議頂けると考えてよろしいでしょうか。	地中埋設物の存在が確認できなかったことを事業者が示した場合は協議します。
125	I-11	1.4.5	(9)		既存施設の機能維持	設計・建設期間中の既存施設の維持補修については、組合様負担の理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
126	I-12	1.4.5	(15)		負担金	「電力、電話、上水等の建設用地境界までの引込みに伴う負担金については、SPCが負担する。」とありますが、電力はごみ焼却施設からの供給、上水は井水の利用であるため、ガス、電話等必要となるユーティリティの引き込みに必要な経費と考えればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、電力については、ごみ焼却施設内に設置してある高圧配電盤から同施設の構内第一柱までの配線工事及び構内第一柱からごみ再資源化施設への引き込みに要する工事は、事業者の負担とします。 また、配線ルート等の詳細は、入札参加資格を確認したグループに別途、通知いたします。
127	I-12	1.4.5	(15)		負担金	「本事業施設に係る電力…SPCが負担する」とありますが、I-67 5.1(2)では組合の負担と書かれています。どちらが正かご教示願います。SPC負担の場合、高圧6.6kVの取合点について、焼却施設内平面配置図、盤図、電路図、結線図等必要な資料一式をご提示願います。	SPCの負担を正とします。なお、受電にかかる条件については、No.126をご確認ください。
128	I-13	1.5.3	(1) (2)		鉄骨製作工場の選定	鉄骨製作工場について「Hグレード以上」と指定がありますが、施設の規模・高さからすると十分性能が果たせる「Mグレード以上」での計画を許可いただけないでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
129	I-14	1.6	(1)		立会検査及び立会試験	工事に係る工場立会検査費用について、貴組合の交通費・宿泊費等は貴組合負担と考えてよろしいでしょうか。	国内における、工場立会検査にかかる費用は、お見込みのとおりです。
130	I-15	1.7.2	(1)	2)	試運転及び運転指導に係る費用	「試運転により発生する残渣等の処理に要する費用」は組合様負担範囲となっていますが、試運転期間中であっても有価物を資源化した場合の収入はSPCに帰属するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
131	I-15	1.7.2	(2)		SPCの費用負担範囲	試運転期間中の電力はごみ焼却施設から供給され、ごみ焼却施設が発電(売電)している状況であれば、試運転期間中の電力費用は発生しないという理解でよろしいでしょうか。	No.37をご確認ください。
132	I-18	1.8	表1-2	2	選別能力	不燃ごみや粗大ごみは前処理にて金属類、資源物を回収することになっております。予め、SPCが前処理金属類を回収することにより組成が変更になりますが、純度・回収率の数値は前処理したごみを含めたものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
133	I-19	1.8	表1-2		性能試験の項目と方法	「I-42頁 2.8.4悪臭基準」に示されている排水に関する規制値は、「II-166頁 15.1環境保全基準」に記載の通り、施設運営開始後、遵守状況を適宜確認するという解釈でよろしいでしょうか。	表1-2に示す内容は、性能試験時に確認してください。
134	I-19	1.8	表1-2		性能試験の項目と方法	「I-42頁 2.8.5排水基準」に示されている基準値は、「II-166頁 15.1環境保全基準」に記載の通り、施設運営開始後、遵守状況を適宜確認するという解釈でよろしいでしょうか。	No.133に示すとおりです。
135	I-24	1.11.1			提出要領	図面類のデータ形式について、JWW形式やSXF形式だと文字化け等が多く、扱いづらいためDWGまたはDXFとさせて頂いてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
136	I-29	2.1.3	(3)		景観	「施設のデザイン計画として、大きな壁面の分節化、外壁・屋上緑化、色彩、配色等に配慮する。」とありますが、外壁・屋上緑化は景観配慮の提案の一例と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
137	I-30	2.1.8	(3)		高齢者、障がい者等への対応	障がい者の配置箇所の指定がありますが、障がい者が従事する作業内容については、事業者提案とさせて頂いていただけないでしょうか。	要求水準書に示した以外の作業については、提案を可とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
138	I-30	2.1.9	(1)		耐震設計	用途係数1.25とありますが、「静岡県 建築構造設計指針・同解説2009年版」P2-11に記載の用途係数I=1.25は公共的建築物についての適用のみであり、同頁の解説に具体的な建築物の記載がありません。その解説では今回の施設は適用外であり、建築基準法を満足した上で、十分に性能が果たせる用途係数I=1.0にて計画して宜しいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
139	I-33	2.2.4	表2-1		計画ごみ質 (単位体積重量)	不燃ごみの単位体積重量は、「0.05t/m ³ 」とありますが、社団法人 全国都市清掃会議発行の「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006改訂版 P544」に記載の単位体積重量「0.05～0.25t/m ³ 」の平均値である「0.15t/m ³ 」を採用してよろしいでしょうか。	提案を可とします。
140	I-33	2.2.4	表2-1		計画ごみ質 (単位体積重量)	可燃性粗大ごみの単位体積重量は、「0.05t/m ³ 」とありますが、社団法人 全国都市清掃会議発行の「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006改訂版 P544」に記載の単位体積重量「0.1t/m ³ 」を採用してよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
141	I-33	2.2.4	表2-1		計画ごみ質 (単位体積重量)	不燃性粗大ごみの単位体積重量は、「0.1t/m ³ 」とありますが、社団法人 全国都市清掃会議発行の「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006改訂版 P544」に記載の単位体積重量「0.15t/m ³ 」を採用してよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
142	I-33				計画ごみ質 (単位体積重量)	前回の質問にもございましたが、不燃ごみの単位体積重量は、「0.05t/m ³ 」とありますが、公益社団法人 全国都市清掃会議発行の「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006改訂版 P544」に記載の単位体積重量「0.05～0.25t/m ³ 」の平均値である「0.15t/m ³ 」を採用してよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
143	I-33				計画ごみ質 (単位体積重量)	前回の質問にもございましたが、可燃性粗大ごみの単位体積重量は、「0.05t/m ³ 」とありますが、公益社団法人 全国都市清掃会議発行の「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006改訂版 P544」に記載の単位体積重量「0.1t/m ³ 」を採用してよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
144	I-33	2.2.4			計画ごみ質 (単位体積重量)	前回の質問にもございましたが、不燃性粗大ごみの単位体積重量は、「0.1t/m ³ 」とありますが、公益社団法人 全国都市清掃会議発行の「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006改訂版 P544」に記載の単位体積重量「0.15t/m ³ 」を採用してよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
145	I-33	2.2.4			計画ごみ質 (単位体積重量)	前回の質問にもございましたが、ピンの単位体積重量は、「0.12t/m ³ 」とありますが、公益社団法人 全国都市清掃会議発行の「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006改訂版 P544」に記載の単位体積重量「0.123t/m ³ 」を採用してよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
146	I-33	2.2.4			計画ごみ質 (単位体積重量)	前回の質問にもございましたが、スチール缶の単位体積重量は、「0.03t/m ³ 」とありますが、公益社団法人 全国都市清掃会議発行の「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006改訂版 P544」に記載の単位体積重量「0.035t/m ³ 」を採用してよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
147	I-37	2.3.5	図2-5		保管系列	図2-5に示されている有害ごみに関して、要求水準書P164の「14.2資源化物について」で示されていないため、組合様負担で資源化業者に引き渡すものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
148	I-38	2.4	(1)		ユーティリティ条件	生活用水及びプラント用水の井水は、以下の条件を満たすという前提で、隣接する御殿場市一般廃棄物最終処分場から供給させて頂いても宜しいでしょうか。 1. 御殿場市一般廃棄物最終処分場の井水利用に影響を与えない。 2. プラント給水タンク等を設置する。 3. 上記1, 2に関する使用予定量を提示し、御殿場市一般廃棄物最終処分場に影響がないことを説明する。 4. 引き込み工事は、SPCが実施する。 5. 井水利用開始後、井戸ポンプ等のメンテナンスはSPCが行う。	提案を可としますが、御殿場市と入念な協議を実施してください。
149	I-38	2.4			ユーティリティ条件	生活用水、プラント用水の水源を井水とありますが、水脈はございますでしょうか。ごみ焼却施設での実施例等近隣の井戸掘削データ(水質データ)は開示していただけますでしょうか。ご教示願います。	別紙14をご確認ください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
150	I-38	2.4			ユーティリティ条件	生活用水、プラント用水は井水とありますが、敷地のどのあたりを掘削すれば井水がでるか、大凡の位置をご教示願います。	No.149に示すとおりです。
151	I-39	2.5.1	表2-4 表2-5		ごみ搬入条件 ごみ搬入車両条件	表2-4では「※金属、スプレー缶及びライターは、混載での搬入予定である。」とあります。表2-5では「注1:保管系列のうち有害ごみ及びライターは、不燃ごみ収集車が混載して搬入」とあります。金属、スプレー缶については、どの収集車との混載で搬入される計画でしょうか。	現段階では、金属は平ボディ車での収集(混載)、スプレー缶及びライターは、不燃ごみ車両と混載を予定していますが、詳細は実施設計での協議とします。
152	I-41	2.6	表2-7		居室騒音基準	「選別室 PNC50」と記載がありますが、選別する際の資源ごみ同士の騒音が発生するので、基準値を遵守することは不可能です。機械室と同等の騒音対策にて宜しいでしょうか。	提案を可としますが、居室周りにおいては、入念の騒音対策をお願いします。
153	I-41	2.7			来場者人数	来場者は200名/日程度とありますが、年間想定来場者日数についてご教示願います。	年間想定来場者日数は、想定しておりませんが、開業日において、200人/日程度の対応を可能とさせていただきます。
154	I-45	3.2.3	(1)	1)	車両動線	「建設用地南側から八間道路…SPC提案とする」とありますが、八間道路を将来の搬入車・直接持込車等が通行し、新たな出入口を設けてもよろしいでしょうか。	不可とします。
155	I-45	3.2.3	(2)	2)	歩行者動線	「一般の来場者が収集車両の車両動線を横断せずに施設に入場できるよう計画する」と記載されていますが、収集車両の車両動線上に安全対策を行った上で来場者が施設に入場する提案も可としていただけではないでしょうか。	提案を可としますが、その採用の可否は、実施設計時に協議するものとします。
156	I-46	3.3.2	(2)		造成設計・工事	防災調整池の容量確認を実施するにあたり、既存の防災調整池について、流出係数等の採用については、ご指定がありますでしょうか。	流出係数は、「静岡県開発行為等の手引き」に従ってください。
157	I-46	3.3.5	(4)		構内道路及び管理道路工事	「幅員構成6.5m(路肩0.5m×2+車道部2.75×2)」とありますが、一方通行部分に関しては、十分な性能が果たせる4.0m(路肩0.5m×2+車道部3.0)にて計画させて頂いて宜しいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
158	I-46	3.3.5	(6)		構内道路及び管理道路工事	「アスファルト舗装(透水性)」とありますが、透水性舗装については、通常のアスファルト舗装と比べて強度面で懸念があるため、通常のアスファルト舗装にて宜しいでしょうか。また、管理道路についても、「砂利敷き」にて計画して宜しいでしょうか。	提案を可とします。
159	I-48	3.4.1	(12)		基本方針	「屋根・壁等に太陽光パネルを設置」と記載ありますが、ここに記載されている機器及び建材は例示であり、事業者の選択によって採用されるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、積極的な設置をお願いします。
160	I-49	3.4.3	(1)	1)①	平面計画	ハ. その他、保守点検作業時に使用する物品として、酸素マスク等と例示されていますが、一例として理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
161	I-49	3.4.3	(1)	1)①c)	平面計画	「ロ. 構造 水密コンクリート造り」とありますが、下部に諸室がない箇所は普通コンクリートにて計画して宜しいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
162	I-49	3.4.3	(1)		平面計画	ごみ再資源化施設には、貴組合職員様は常駐されないと考えてよろしいでしょうか。常駐されない場合、貴組合職員様専用の事務室は不要と考えてもよろしいでしょうか。ご教示願います。ただし、3.5.3に記載されている駐車場(5台分)は計画致します。	組合職員は、常駐を予定しておりませんので、専用事務室は不要とさせていただきます。
163	I-50	3.4.3	2)	④	中央制御室	電算機室は、中央制御室に設置するコンピュータによるデータ処理装置で対応可能であれば不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
164	I-51	3.4.3	9)	⑤	選別・貯留室	「リサイクルセンターの前処理ヤード…」とありますが、前処理ヤードでは作業員が頻りに動くため、専用のスポット式冷風、温風吹き出しを設けるとはどのようなものを想定されているかご教示願います。	酷暑日、極寒日などに備え、前処理ヤードの一角に当該設備を設けておくことを想定しております。
165	I-51	3.4.3	(1)	10)②	搬出諸室	「屋外に面する室の扉は、ステンレス製電動シャッター(安全装置付き)とする。」とありますが、十分な性能が果たせる「鋼製電動シャッター」にて宜しいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
166	I-53	3.4.4	(2)	3)②	下部構造	「地中梁を挟んだ二重スラブ」と記載がありますが、荷重・振動状態や防水・排水を考慮した構造であれば、代替の構造を採用することは可能でしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
167	I-56	3.5.1	(4)		植栽	緑地は25%以上とありますが、これは I-1頁1.1.4建設用地の建設用地面積 約4.3haに対してと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
168	I-56	3.5.3	(3)	1)	駐車場	「一般乗用車 30台(うち、身体障がい者用2台)」と記載がありますが、十分性能が果たせる「一般乗用車15台(うち、身体障がい者用2台)」にて計画する提案も可としていただけないでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
169	I-59	4.3	(3)		直流電源装置	ランニングコストを考慮し、直流電源装置については交流無停電電源装置としてもよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
170	I-59	4.3	(3)	2)	蓄電池形式	「2種シール形据置アルカリ蓄電池」とありますが、長寿命MSE鉛蓄電池を採用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
171	I-59	4.3	(3)	2)	蓄電池形式	前回の質問にもございましたが、「2種シール形据置アルカリ蓄電池」とありますが、長寿命MSE鉛蓄電池を採用してもよろしいでしょうか。	No.170に示すとおりです。
172	I-61	4.5	(1)	1)	形式及び構造表4-3	建築主幹盤の閉鎖階級にJEM1265CW形とありますが、遮断器にMCCBを使用する場合は引出形機器(CW形)にはできないため、固定形機器(CX形)としてもよろしいですか。	提案を可とします。
173	I-61	4.5	(3)	1)	形式及び構造表4-3	直流電源装置の閉鎖階級にJEM1265CW形とありますが、遮断器にMCCBを使用する場合は引出形機器(CW形)にはできないため、固定形機器(CX形)としてもよろしいですか。	提案を可とします。
174	I-61	4.5			形式及び構造表4-3	前回の質問にもございましたが、直流電源装置の閉鎖階級にJEM1265CW形とありますが、遮断器にMCCBを使用する場合は引出形機器(CW形)にはできないため、固定形機器(CX形)としてもよろしいでしょうか。	No.172に示すとおりです。
175	I-63	4.9	(2)		自動火災報知装置	「警戒区域の情報をオペレータコンソールの液晶モニタに表示」とありますが、中央制御室内に設置する火災報知盤の盤面に表示灯があり、警戒区域の状況が判断できる場合、必ずしもプラント側で設置するオペレータコンソールへの表示は不要と考えてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
176	I-64	4.16			中央監視制御設備	本工事については、中央制御室内に設置する制御盤として十分性能が果たせる現場制御盤にて宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとしますが、その採用の可否は、実施設計時に協議するものとします。
177	I-65	4.16	(1)		中央監視制御設備	建築設備の監視について、「各設備の運転情報を、プラント側にて設ける中央制御室オペレータコンソールの液晶モニタにより集中監視する。」とありますが、建築設備の制御・監視には、一般的な建築用の制御装置を用いることで効率的な運転が可能と考えます。従いまして、別途建築設備専用のモニタを設ける計画としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
178	I-67	5.1	(14)			「各機器には、原則として予備機を設置する」とありますが、ポンプ程度と考えてよろしいでしょうか。	当該設備の故障等により、施設の安定稼動に支障が生じる可能性がある補機類(ポンプを含む)に対し、予備機を設置してください。
179	I-68	5.2	(1)	15)	空調機器設備	「見学者スペース・廊下等は臭気の漏洩を防止するために正圧とする」と記載がありますが、十分性能が果たせる防臭区画を行うことで宜しいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
180	I-71	5.3	(4)	12)	換気設備	「大規模室内は重力換気として屋根にベンチレーターを設置するものとする」と記載がありますが、十分性能が果たせる有圧扇等にて宜しいでしょうか。	提案を可とします。
181	I-71	5.4			中央制御設備	本工事については、中央制御室内に設置する制御盤として十分性能が果たせる現場制御盤にて宜しいでしょうか。	要求水準書のとおりとしますが、その採用の可否は、実施設計時に協議するものとします。
182	I-73	5.5.4			雨水利用水設備	本設備については、工場内清掃用散水用及び外構散水用等として記載しますが、生活用水については井水にて供給するため、メンテナンス性を考慮すると井水供給にて計画して宜しいでしょうか。	提案を可とします。
183	I-75	5.6	(2)		昇降設備	「速度は原則として60m/min以上」と記載がありますが、2階までの昇降機ですので、十分性能が果たせる「45m/min以上」にて宜しいでしょうか。	提案を可とします。
184	I-75	5.6	(2)		昇降機設備	前回の質問にもございましたが、「速度は原則として60m/min以上」と記載がありますが、2階までの昇降機ですので、十分性能が果たせる「45m/min以上」にてよろしいでしょうか。	No.183に示すとおりです。
185	I-83	6.1.12	(8)		プラント機器	「施設内は、容易に点検及び清掃ができるものとする。清掃は、発じん発生個所に真空掃除機、周辺洗浄用の散水装置及び空気吹込装置を設けること。」とありますが、真空掃除機については、可搬式掃除機と読み替えて計画してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、設置位置及び個数については組合と協議によるものとしてください。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
186	I-87	6.2.1			ごみ計量機	「本設備は、搬入搬出車両動線上の合理的な位置に配置された計量棟内に設ける。また、直接搬入車両の2回計量の便宜を図る。」とありますが、収集車、搬出車についても2回計量を行う計画と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
187	I-87	6.2.1	(5)	1)	ごみ計量機	「計量棟は、直接持込車用と、収集車用の2棟設置し、」とありますが、3基設置する計量機との配置から、1棟に集約出来る場合は、1棟でもよろしいでしょうか。	提案を可とします。ただし、入口側には、収集車用と直接持込車用の計量機を1台ずつ(合計2台)設置してください。
188	I-88	6.2.1	(5)	6)	ごみ計量機	「計量棟内には、計量用の窓口の他、直接搬入車用の申込み用の窓口を設ける。」とありますが、計量用の窓口にて申込みを行う計画とし、計量用と申込み用の窓口を兼用する提案は可能でしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
189	I-88	6.2.1	(5)	7)	特記事項	「ごみ焼却施設とのデータ統合および集計の便宜を図る」とありますが、ごみ焼却施設のデータ形式に適合するような電子データファイルを出力できるようにすると解釈してよろしいでしょうか。その場合、データ形式をご提示願います。	前段については、お見込みのとおりです。後段について、データはCSV形式です。また、ごみ焼却施設のデータと併せての集計の便宜を図ってください。
190	I-88	6.2.1	(5)	14)	ごみ計量機	「計量データのレイアウトと出力帳票は、御殿場市の既存の計量システムに準じる。」とありますが、既存の計量データのレイアウトと出力帳票をご提示願います。	別紙15に示します。なお、実施設計時に詳細を協議するものとします。
191	I-89	6.2.3	(5)	1)	プラットホーム	「幅員 有効18m以上」とありますが、必要幅員は「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2006改訂版P211」には「通常12m以上」とあります。必要幅員は「有効12m以上」を採用してよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
192	I-92	6.4.1	(3)	4)	粗大ごみ回収所(建築工事所掌)	「再生利用可能品は、抽選等を開催し定期的に開催し粗大ごみの再利用に努める。」とありますが、これは貴組合が開催するイベント等で無料提供することでしょうか。	事業者が開催するイベント等で無料提供をお願いします。
193	I-92	6.4.2	(5)		可燃性粗大ごみ受入ヤード	貯留日数は「3日以上」とありますが、施設のオーバーホールは最大4日間必要であるため、金曜日～月曜日にオーバーホールを行う計画とし、金曜日及び月曜日の搬入ごみを貯留可能な容量である「2日以上」としてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
194	I-93	6.4.4	(5)		不燃性粗大ごみ受入ヤード	貯留日数は「3日以上」とありますが、施設のオーバーホールは最大4日間必要であるため、金曜日～月曜日にオーバーホールを行う計画とし、金曜日及び月曜日の搬入ごみを貯留可能な容量である「2日以上」としてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
195	I-94	6.4.4	(5)		不燃ごみ受入ヤード	貯留日数は「3日以上」とありますが、施設のオーバーホールは最大4日間必要であるため、金曜日～月曜日にオーバーホールを行う計画とし、金曜日及び月曜日の搬入ごみを貯留可能な容量である「2日以上」としてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
196	I-98	6.4.16	(3)	2)	アルミ類貯留ホッパ	有効容量は「10t車1台分以上」とありますが、一方特記事項には「貯留容量はSPCが契約する資源化業者との契約及び搬出頻度に応じて適切な計画とする」とあります。従いまして、容量については事業者にて提案すると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
197	I-105	6.6.4	(6)	3)	カン金属圧縮機	「パレット用の積込装置(ホイスト等)を設けること。」とありますが、カン成形品とペットボトル成形品の積込装置の兼用は可能でしょうか。	提案を可とします。
198	I-108	6.7.4	(5)	6)	ペットボトル圧縮・梱包機	「パレット用の積込装置(ホイスト等)を設けること。」とありますが、カン成形品とペットボトル成形品の積込装置の兼用は可能でしょうか。	No.197に示すとおりです。
199	I-110	6.8.2	(7)	6)	金属ヤード	「20tトレーラでの金属類の搬出に支障のない広さ及び必要な重機を確保する。」とありますが、引き取り業者との協議により決定した搬出車両にて計画してよろしいでしょうか。	提案を可とします。
200	I-111	6.8.3	(4)		小型家電類ストックヤード	貯留量は「8m3コンテナ×4個分(2個は予備)」とありますが、小型家電類はSPCによる資源化業務の項目となることから、貯留量は、搬出車両、搬出頻度によりSPCにて計画してよろしいでしょうか。	提案を可とします。
201	I-111	6.8.4	(4)	2)	有害ごみ・危険ごみストックヤード	蛍光管の貯留量は「8m3コンテナ3個分(うち予備1基)」とありますが、回収業者と搬出頻度を調整し、コンテナ満量で搬出する計画とすれば、貯留量は「8m3コンテナ2個分(常用・予備)」でよろしいでしょうか。	提案を可としますが、回収業者との搬出頻度の調整は、組合が実施します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
202	I-112	6.8.5			自己搬入物ヤード	I-37頁のフローでは直接搬入されたごみは各貯留ボックスに一時貯留する計画となっていますが、貯留ボックスは本ヤード内に設けると解釈してよろしいでしょうか。また、貯留ボックスの手配はSPCの業務範囲となるのでしょうか。	貯留ボックスは、計量機を経ない動線上に設置してください。また、貯留ボックスの手配は、SPCの業務範囲です。
203	I-113	6.8.7	(7)		収集コンテナストックヤード	ピン用コンテナの破損による補充は、SPCの責任・費用にて実施するとの理解でよろしいでしょうか。年間の破損・補充数実績値がありましたら、ご教示願います。	前段については、お見込みのとおりです。後段については、10個/年程度です。
204	I-117	6.11.1	(1)	2)	電源計画	「ごみ焼却施設からごみ再資源化施設へ供給される電力量は525kWである。」とありますが、供給電力量は525kWhとなるとの理解でよろしいでしょうか。また525kwの決定基準についてご教示ください。	前段については、お見込みのとおりです。後段については、ごみ焼却施設の運転計画等を動かし決定しております。
205	I-117	6.11.1	(1)	3)	電源計画	「ごみ焼却施設の信号により負荷の選択遮断を行う際…」とありますが、リサイクルセンターの選択遮断はごみ焼却設備側の遮断器にて行うものとし、リサイクルセンター側での遮断は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
206	I-117	6.11	1	(1)	電源計画	2)の②において運転計画外日に本事業施設を稼働し、ごみ焼却施設が電力会社等から電気を買うことになる場合はSPCの負担ですが、電力会社等に売電している状況で、その売電量が少なくなった場合は適用外との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
207	I-118	6.11.2	(2)	4)	非常用動力変圧器盤	③電気方式は「6kV/440V,3φ,3W」とありますが、非常用動力負荷が全て200Vの場合は、電気方式を「6kV/210V,3φ,3W」としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
208	I-118	6.11.2	(2)	4)	非常用動力変圧器盤	非常用動力変圧器盤と2)建築動力変圧器盤の電気方式がともに「6kV/210V,3φ,3W」となる場合は、これら2面の盤を兼用し、6.11.3低圧配電設備に商用電源と非常用電源の切替を行う非常用動力主幹盤を設置する計画としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
209	I-120	6.11.4	(6)	2)	接地工事	参考のため、既存焼却施設における接地工事の状況について、施工方法および各極の接地抵抗値をご教示願います。	接地工事については、EA、EB、EC、EC-INV、EC-PLC、構造体及び等電位化です。接地抵抗値については、JIS基準(電技)及び内線規程によるものとしてください。
210	I-121	6.11.5			非常用発電装置	「受電系統の事故等による停電時に、ごみ搬入受入に関わる各装置、生活系揚水ポンプ、消火栓ポンプの運転等を確保できる容量をもつ非常用発電装置を設置する。」とあり、I-117頁には、以下の通りの記載があります。 6.11.1計画概要(1)電源計画 「3)ごみ焼却施設の信号により負荷の選択遮断を行う際は、本施設も選択遮断の対象とする。」とあり、表6-3に「受電事故及び発電事故の場合、負荷合計を100kW以下に抑えるよう遮断する」とあります。 従いまして、本ごみ再資源化施設はごみ焼却施設からの受電であり、受電系統の事故等の場合でも、100kWの電力は確保されると判断し、非常用発電装置は不要としてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
211	I-121	6.11.5	(1)	3)	非常用発電装置	「②燃料 灯油」とありますが、機種を選択肢が他の油種に比べて少ないため、灯油以外の採用も可としていただけないでしょうか。	提案を可とします。
212	I-121	6.11.5	(2)	4)	非常用発電装置	「②常用電源喪失後10秒以内に、自動的に所定の電圧を確立できるものとする。」とありますが、4.2項に記載のとおり、非常用照明電源に直流電源装置のDC100Vもしくはバッテリー内蔵型の非常用照明を使用するため、電圧確立までの時間を40秒としてもよろしいでしょうか。	提案を可としますが、その採用の可否は、実施設計時に協議するものとします。
213	I-121	6.11.6			無停電電源装置	「全停電時、30分以上供給できるものとする。」とありますが、全停電時、リサイクルセンターの高圧受配電設備の状態の確認及び遮断操作、及びオペレータコンソール(パソコン)を正常に停止させるために要する時間は、10分程度であると考えます。よって無停電電源装置の容量は「10分以上供給できるもの」としてよろしいでしょうか。	提案を可としますが、その採用の可否は、実施設計時に協議するものとします。
214	I-121	6.11.6			無停電電源装置	「直流電源装置」とありますが、ランニングコストを考慮し、直流電源装置の供給電源は「6.11.7」に記載の交流電源装置にて賄うものとし、直流電源装置は除外と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
215	I-124	6.12.3	(2)		大気質測定機器	1)集じん排気中粉じん濃度計と、2)防爆排気中集じん濃度計は、排気ダクトを合流させ、排気口を1箇所にて共用とすることは可能でしょうか。	不可とします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
216	I-125	6.12.3	(3)		ITV装置	破砕機供給コンベヤのケースについて、水冷の必要が無い場合は防じん型としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
217	I-125	6.12.3	(3)		ITV装置	カメラ・モニターの台数・仕様については参考とし、事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、設置台数と配置については、組合と十分な協議を実施し決定してください。
218	I-126	6.12.4	(2)	3)	プロセス制御ステーション	メッセージプリンタとカラーハードコピープリンタ等、共有できるものは1台としてよろしいでしょうか。	提案を可とします。
219	I-126	6.12.4	(2)		プロセス制御ステーション	鋼板製屋内閉鎖自立型とありますが、操作性を考慮し、鋼板製デスク型も可と考えてよろしいでしょうか。	提案を可としますが、その採用の可否は、実施設計時に協議するものとします。
220	I-126	6.12.3	(3)	3)②	ITV装置	”ごみ焼却施設中央制御室に、要部画像を送信する。”とありますが、「ごみ再資源化施設」の誤記でしょうか。	ごみ焼却施設の管理棟(組合事務所)に、主要部画像を送信してください。
221	I-130	6.13.8	(1)	3)	各種コンテナ	「③運営開始前に組合が保有するコンテナは、流用することを可とする。」とありますが、あくまでもSPCで準備するコンテナ数は1850個と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、1,850個から流用分を差し引いた残りのコンテナは、本施設内に保管してください。
222	I-130	6.13.8			各種コンテナ	各コンテナの破損時の対応について、搬入業者から引渡後に、敷地内での移送・反転・洗浄時に破損した場合は、SPCが補充を行い、搬入時に破損が見つかった場合は組合様にて補充していただくと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
223	I-131	6.13.12	(3)	3)	ごみ再資源化施設の映像学習教材 特記事項	”シンボルキャラクターを起用する等”との表現がありますが、ごみ焼却施設で既に製作されたキャラクターはございますでしょうか。また、そのキャラクターの無償での使用は可能でしょうか。ご教示願います。	ごみ焼却施設で既に製作されたキャラクターは、別紙16に示すとおりです。また、キャラクターの無償での使用は出来ません。
224	I-131	6.13.9 ~10			スプレー缶破砕機、ライター破砕機	スプレー缶破砕とライター破砕で、1基の処理装置で兼用が可能です。ランニングコスト削減のため、兼用としてもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
225	I-131	6.13.12			ごみ再資源化施設の映像学習教材	映像は、ごみ焼却施設の研修室にて上映とありますが、上映設備はDVDプレーヤーであり、媒体はDVDとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
226	I-133	7.1	(3)		基本事項	代替設備の整備及び既存施設の配置変更等は事業者所掌範囲とし、同施設の維持管理は組合様という理解でよろしいでしょうか。	既存施設の維持管理は、組合所掌とします。それ以外は、事業者の所掌とします。
227	I-136	7.3.8			その他	「周辺通行道路の家屋等に対し…」とありますが、影響のある範囲に家屋がない場合は影響診断等は行わないものとしてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
228	II-141	8.1.5	(1) (2)		業務期間	(1)項に「本施設での業務開始 平成29年10月1日」、(2)項には「本事業施設の業務開始 平成30年4月1日」と記載あります。”本運営事業の業務”の開始日は(1)項の「平成29年10月1日」との解釈でよろしいでしょうか。	業務期間は、要求水準書に示すとおりです。その他、「本施設」及び「本事業施設」の定義は、入札説明書にある「用語の定義」をご確認ください。
229	II-145	8.3.10	(1)		災害発生時の協力	「なお、処理に係る費用については、変動費について支払う」とありますが、①処理にあたり、「11.4受付時間」(p. II-154)に示す受付時間外での定常的な受付が必要な場合、②本事業施設以外の設備等が必要となる場合、③人件費が増加する場合については、協議していただけるものと解釈してよろしいでしょうか。	原則として要求水準書のとおりとします。ただし、処理にあたり、「11.4受付時間」(p. II-151)に示す受付時間外での定常的な受付が必要な場合や、本事業施設以外の設備等が必要となる場合については、協議に応じます。
230	II-152	10.2	(4)及び (6)		有資格者の配置	電気主任技術者は、設計時と運営時でそれぞれ任命するものとしてよろしいでしょうか。	設計・建設時と運営時にて、それぞれ任命することも可とします。
231	II-152	10			運営体制	運転体制について、熱回収施設を受託している企業が効率的な運営を図るために、運転人員、点検作業員、要求されている有資格者(電気主任技術者)等を本事業と兼任することは、公平性を欠く入札条件となります。熱回収施設に従事している人員が本事業と兼務をすることは、一切禁じていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
232	I-153	11.1	(3)	5)	受付及び廃棄物の計量	「搬入を終えた未登録者は、搬出側の計量機にて再度計量を行う。その後、重量に応じた手数料の支払い手続きを行う。」とありますが、未登録者のカードは、手数料を支払った後は計量棟に返却される計画でしょうか。	お見込みのとおりです。
233	II-154	11.3	(2)		料金徴収	貴組合が定める料金(対象物品、単価等)について、ご教示願います。	現段階での料金を別紙17に示します。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
234	II-154	11.3	(3)		料金徴収	「組合が指示する方法により、組合へ引き渡す。」とありますが、指示する方法(手渡しか、振込か、指定金融機関有無等)、頻度(毎日か、1回/週か等)について具体的に明示下さい。	指示する方法は、指定金融機関への振込みとなります。頻度は、毎日となります。
235	II-154	11.4	(3)		受付時間	受付時間について、 ①祝日は「粗大ごみの受入は除く」とありますが、受入は収集車のみと考えてよろしいでしょうか。 ②毎月の最終日曜日の受付時間をご教示下さい。また、受入は直接搬入車のみと考えてよろしいでしょうか。 ③「4)毎月の最終日曜日は受入する。また、12月は、28日以前の直近の日曜日までは受入する。」とありますが、12月28日以前の直近の日曜日のみ受入と考えるとよろしいでしょうか。(例えば、12月27日が月曜日の場合、27日の日曜日のみ受入となり、その前の日曜日(6日、13日、20日)は受入はない)	①お見込みのとおりです。 ②平日と同じです。また、搬入は、直接搬入車のみです。 ③お見込みのとおりです。
236	II-155	12.1			計画処理量	事業計画上の18年間の計画処理量については、入札説明書P.21、表 将来廃棄物の将来推計値のとおり計画すると解釈してよろしいでしょうか。	入札説明書P.21、表 搬入廃棄物の将来推計値を用いて提案してください。 なお、将来推計値は、入札価格算定のための搬入量であり、本事業で搬入される廃棄物量を保証するものではありません。
237	II-157	12.11	(1)		搬出物の保管および積込み	「SPCは、本事業施設から搬出される資源物等を組合が本事業施設から搬出する際の積込み作業を行う。」とありますが、組合様所掌の搬出物(廃蛍光管、乾電池等)の積込み作業は組合様所掌もしくは搬出業者の所掌と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、支援を要する場合には、ご協力をお願いいたします。
238	II-158	12.12			搬出物の性状分析	「SPCは、本事業施設から搬出する資源物について、分析・管理を行う」とありますが、資源物毎の分析項目、分析の頻度をご教示願います。	破砕鉄、破砕アルミ、破砕不燃物、アルミカン、スチールカンについては、要求水準書p I-18に示す純度、回収率について確認してください。 ビン、ペットボトル及びその他資源物は、SPCが契約する回収業者への搬出基準を満足することを確認してください。なお、容器包装に係る資源物は、p II-167の14.4 (2)に示す内容を満足してください。その他、頻度については、要求水準書 第II編 12.10に示すとおりです。
239	II-158	12.14	(2)		運転計画の作成	ごみ焼却施設の停止及び1炉運転の計画をご教示願います。	現段階での計画を、別紙18に示します。
240	II-158	12.14	(7)		運転計画の作成	全炉停止期間の想定をご教示願います。	現段階での計画を、別紙18に示します。
241	II-164	14.1	(1)(2)		基本事項	「SPCは、本事業施設から発生する資源物のうち、組合が指定するものについて、SPCが提案する単価に基づき、組合から買取ること」、「SPCは、組合から買取った資源物について、提案に基づき資源化する」とあります。ただし、現状の御殿場市様の実績において、「組合が指定する資源物」であるカレット類(茶、その他)については逆有償での処理となっており、他の自治体様でも逆有償が一般的です。このように逆有償となるものについては廃掃法に抵触する恐れがあるため、組合様所掌としていただけませんでしょうか。	No.12をご確認ください。
242	II-165	14.2	(2)		資源化業務	その他の資源物について、SPCが提案する単価に基づき貴組合から買い取る必要があるか、買い取るか否かについては提案によるのかをご提示願います。	その他の資源物についても、組合より買取をしてください。
243	II-166	15.1	(1)		環境保全基準	「SPCが提案する自主管理基準」とありますが、様式集等でこれに類する提案はありませんので、提案書のなかでこれの提示を求められているわけではないと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
244	II-169	17.1	(1)		来場者対応	「本業務は、平成29年10月の供用開始と共に開始する。」とありますが、平成29年10月から、供用開始後整備施設の整備が完了する平成30年3月31日までの対応方法については、別途協議させていただくことでよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
245	II-169	17.3	(3)		コンテナ洗浄	「ビン用コンテナは、SPCの負担にて洗浄する。それ以外のコンテナは、100円/個以下とし、SPCの提案とする」とありますが、個数単価ではなく、(2)に示された計画個数の洗浄業務に対する年間の固定単価で提案させていただくことは可能でしょうか。	不可とします。
246	II-170	17.7	(2)	1)~4)	来場者説明用パンフレット	毎年毎の必要数量が記載されていますが、数量については、協議により決定することとできないでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。

No.	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
247	別紙③				資材等仮置き可能用地	資材等仮置き可能用地へアクセスするために、八間道路から取り付け道路を造成しても構わないでしょうか。ご教示願います。	提案を可としますが、その採用の可否は、実施設計時に協議するものとします。
248	別紙③	-	-		資材等仮置き可能用地	資材仮置きその他、建設用地の掘削土の置場として使用してもよろしいでしょうか。	提案を可とします。
249					御殿場市再資源化施設搬入状況	「自衛隊」の項目がありますが、自衛隊車両は本施設では直接持込車または収集車のどちらに分類される計画となるのでしょうか。また、自衛隊車両の外形寸法(全幅、全長、高さ)をご教示ください。	直接持込車(ビン、カン、ペットボトルのみ)として分類します。なお、搬入車両は、最大4tトラック程度を想定してください。
250					御殿場市再資源化施設搬入状況	「その他」の項目に含まれる、「直営」「区」「減免」「その他」の4つの小項目に分類される車両は、本施設では直接持込車に分類されると考えてよろしいでしょうか。またその場合、粗大ごみ回収所または自己搬入物ヤードに荷下ろしすると考えてよろしいでしょうか。	前段及び後段共に、お見込みのとおりです。
251						土壌汚染対策に関する記載がありませんが、当該敷地の土壌汚染対策法に係る土地の形質変更(法第4条)の手続きと調査報告(法第3条、5条)について、所轄行政への申請のみ事業者の業務範囲と理解してよろしいでしょうか。その場合、調査費、それにより対策が必要となった場合の対策費及びこれによる工事工程遅延リスクは組合様負担と解釈してよろしいでしょうか。	前段については、未調整につき、土壌汚染状況調査(法第14条に基づく指定区域の申請を含む)は、事業者の業務範囲としてください。後段については、お見込みのとおりです。